

令和3年5月31日
東海北陸厚生局石川事務所
担当 石尾・政浦
電話 076-210-5140

石川県健康福祉部医療対策課
担当 課長 高橋
電話 076-225-1430 内線 4100

柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの中止相当について

受領委任の取扱いに係る療養費について、東海北陸厚生局及び石川県が共同による監査を実施した結果、下記のとおり柔道整復師施術療養費の受領委任の取扱いの中止相当を決定しましたのでお知らせします。

記

1 受領委任の取扱いの中止相当となる柔道整復師

氏名 池野 宏 (いけの ひろし) 48歳
施術所名 いけの接骨院
施術所所在地 石川県河北郡津幡町北中条2丁目4番地
措置の内容 受領委任の取扱いの中止相当

※受領委任の取扱いの中止相当とは

本来、受領委任の取扱協定第2章15に規定する中止措置とすべきであるが、当該柔道整復師は、既に受領委任の取扱いを辞退しており中止ができないため、中止と同等の措置（以後、原則として5年間は受領委任の取扱いを認めない。）を行うものである。

2 受領委任の取扱いの中止相当年月日

令和3年6月1日

(当該柔道整復師は、以後、5年間は新たに療養費の受領委任の取扱いができない。)

3 監査を行うに至った経緯

保険者から、当該接骨院において療養費を不正請求していた疑いがあるとの情報提供があったため、患者調査を実施したところ受療していない月に療養費を不正に請求していること、実際の施術日より多く療養費が請求されていること及び実際の施術部

位より多く療養費が請求されていることが疑われたことから、当該柔道整復師に対して監査を実施することとした。

4 受領委任の取扱いの中止相当に至った主な事由

度重なる監査の通知を送付したにもかかわらず、当該柔道整復師は、正当な理由なく監査を拒否し、「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成22年5月24日付保発0524第2号厚生労働省保険局長通知 最終改正：令和3年3月24日付保発0324第1号厚生労働省保険局長通知）の別添1「受領委任の取扱協定」第8章41（指導・監査）を遵守しなかった。

このことは、受領委任の取扱いの中止を定めた「受領委任の取扱協定」第2章15（受領委任の取扱いの中止）に該当する。

5 監査拒否の状況

第1回（令和2年8月4日から同年同月5日まで）、第2回（令和2年9月8日）及び第3回（令和2年11月4日）にそれぞれ監査を実施する旨の通知書を送付し、受け取りを確認したものの、いずれの監査日においても当該柔道整復師は正当な理由なく監査を欠席した。